



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

電気料金が安くなるならと契約し…

～安くなってなかった電気料金～

【事例】

「電気の小売り自由化で電力会社を選べるようになった。あなたの電気料金が今より安くなる」と勧誘され、3ヵ月前に新たな電力会社と契約した。

契約時に説明があったとおり、初月は事務手数料3,000円が加算されて契約前より高い請求額だったが、翌月になっても下がらなかった。業者は「安価にするため」と明細書を発行しないので、詳細が分からない。

不審に感じて昨年同月の請求書を見ると、使用量は昨年より少ないのに請求額は高くなっている。

業者に苦情を伝え、解約を申し出たら「違約金は発生しない」と言われたが、どうしても納得できない。

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【ひとことアドバイス】

- ◆センターが業者に確認した結果、業者の手違いにより、2ヶ月目も初回事務手数料を引き落とされていたことが分かりました。
- ◆業者は基本料金の割引などで安くなっていると主張しましたが、手違いの手数を引いても、料金は高くなっていました。
- ◆相談者には「解約料は発生しない」と説明しておきながら、センターには「解約料は請求する」と主張するなど、ずさんな対応が浮き彫りになりました。
- ◆勧誘時に具体的な価格や安くなる根拠などの説明をしっかりと求め、よく考えてから契約しましょう。